

長野県東信子ども・若者サポートネット（東信子ども・若者支援地域協議会）設置要綱

（設置目的）

第1条 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、子ども・若者支援地域協議会を東信地域に設置する。

（名称）

第2条 前条において設置する子ども・若者支援地域協議会の名称を長野県東信子ども・若者サポートネット（以下「サポートネット」という。）とする。

（協議事項）

第3条 サポートネットは、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）支援の対象となる子ども・若者に関する情報交換に関する事項
 - （2）支援の対象となる子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関する事項
 - （3）前各号に掲げるもののほか、サポートネットの目的を達成するために必要な事項
- （支援対象）

第4条 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とする。

- 2 他の法令等に基づく支援が可能な子ども・若者については、当該法令による支援を優先して行うものとする。

（組織）

第5条 サポートネットは、別表1に掲げる機関等により構成する。

- 2 サポートネットに座長を置く。
- 3 座長は、長野県県民文化部次世代サポート課長をもって充てる。
- 4 サポートネットは、座長が招集し、開催する。
- 5 座長は、必要があると認める場合は、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（会議）

第6条 サポートネットの中には、次に掲げる会議を置く。

- （1）全体調整会議
- （2）個別ケース検討会（以下「検討会」という。）

（全体調整会議）

第7条 全体調整会議は、サポートネットに参加する機関により構成し、その議事は出席者の過半数の同意をもってこれを決定する。

- 2 全体調整会議は、次に掲げる事務を行う。
 - （1）子ども・若者支援に関する構成機関間の効果的な連携体制の構築
 - （2）子ども・若者支援の現況に関する情報の共有化

- (3) 子ども・若者支援施策の提言
- (4) その他子ども・若者支援に関すること
(検討会)

第8条 検討会は、支援を必要とする子ども・若者に直接関わりを有している機関の担当者及び今後関わりを有する可能性のある機関の担当者で構成する。また、必要に応じ、専門的知見を有する者から意見を聴取することができるものとする。

2 検討会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 支援を要する子ども・若者の状況の把握及び今後の支援方針を協議すること。
- (2) その他(1)に附随すること。

(守秘義務)

第9条 サポートネットの事務に従事する者又はサポートネットの事務に従事した者は、正当な理由なく、サポートネットの事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の運営方法)

第10条 サポートネットの運営は、長野県知事から委託を受けた者が行うものとする。

(事務局)

第11条 サポートネットの事務局は、前条の者が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、サポートネットの運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年10月31日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

この要綱は、令和5年10月11日から施行する。

この要綱は、令和5年12月6日から施行する。